

令和2年度

消費者教育 フェスタ

身近なところから
始めよう!



成年年齢引下げに向けた地域における消費者教育

議事録

目次

1. 基調講演 3

若年者への消費者教育に関する取組や成年年齢の引下げに関する対応等についての先駆者や専門家からの講演

講師：横浜国立大学名誉教授 西村 隆男 氏

「自ら考え行動できる消費者市民へ -成年年齢引き下げを1年後に控えて-」

2. 地方公共団体における消費教育の事例報告

自治体で行っている消費者教育に関する取組や成年年齢の引下げに関しての事例報告

発表者：埼玉県 15

埼玉県教育局県立学校部 高校教育指導課 原口真理子 氏

埼玉県立三郷北高等学校 教諭 石田実里 氏

埼玉県立蓮田松韻高等学校 教諭 池垣陽子 氏

青森県 26

青森県環境生活部 県民生活文化課 長尾裕子 氏

青森県消費生活センター 消費者教育コーディネーター 増田あけみ 氏

沖縄県 35

沖縄県教育庁県立学校教育課 平良みどり 氏

沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 消費生活センター 西原とも子 氏

3. パネルディスカッション 41

テーマ「消費者教育の推進体制を構築する際のポイントと授業展開」

登壇者：コーディネーター

横浜国立大学名誉教授 西村 隆男 氏

パネリスト

(公財) 消費者教育支援センター専務理事・首席主任研究員 柿野成美 氏

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 原口真理子 氏

埼玉県立三郷北高等学校 教諭 石田実里 氏

埼玉県立蓮田松韻高等学校 教諭 池垣陽子 氏

青森県環境生活部県民生活文化課 長尾裕子 氏

青森県消費生活センター消費者教育コーディネーター 増田あけみ 氏

沖縄県教育庁県立学校教育課 平良みどり 氏

沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 消費生活センター 西原とも子 氏

地方公共団体における 消費者教育の事例報告

【沖縄県における取組】

沖縄県教育庁 県立学校教育課

平良 みどり 氏

沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 消費生活センター（高等学校公民科教諭）

西原 とも子 氏

■沖縄県教育庁 県立学校教育課 産業教育班

指導主事 平良みどり

■沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

消費生活センター 主査 西原とも子

成年年齢引き下げに向けた 沖縄県における消費者教育

沖縄県教育庁 県立学教育課 産業教育班
指導主事 平良みどり(家庭科、消費者教育担当)
沖縄県子ども・生活福祉部 消費・暮らし安全課 消費生活センター
主査 西原とも子(高等学校 公民科 教諭)



平良：

「消費者教育フェスタ」をご覧の皆様、こんにちは。

はじめに、自己紹介からさせていただきます。私、沖縄県教育庁県立学校教育課の消費者教育を担当しております、平良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

西原：

皆様、こんにちは。私は、高等学校公民科の教諭で、2020年4月より、沖縄県子ども生活福祉部、消費・暮らし安全課、消費生活センターに出向しております、西原とも子と申します。

本日の発表は、スライドの6までは西原が、7から

20は平良主事、21・22は再度、西原という順で行います。よろしくお申し上げます。

本日の発表内容

1. 第2次沖縄県消費者教育推進計画（基本目標）
2. 沖縄県の社会経済状況等
3. 沖縄県特有の課題を踏まえた消費者教育
4. 県立学校での取組事例
 - (1) 特別支援学校 高等部
 - (2) 高等学校 ①地理歴史科 ②教科等横断的な視点
5. 行政と教育委員会の連携
 - (1) 「仮想通貨への投資話」の対応 (2) 学校訪問

1. 第2次沖縄県消費者教育推進計画

令和2年3月策定

<基本目標>

考えて行動できる「うちなー消費者」

- 自主的かつ合理的意思決定に基づき行動し、被害に遭わない「うちなー消費者」
- 価格や好みだけでなく、人や地域・社会、環境のことも考え、消費行動ができる「うちなー消費者」



本日の発表内容です。

まず1つ目です。沖縄県では平成27年度に、5年間を計画期間とする「沖縄県消費者教育推進計画」を策定し、消費者教育に取り組んできました。この間、消費者を取り巻く社会情勢は大きく変化し、それに伴う消費トラブルも一層多様化、複雑化しています。また、令和4年度からの成年年齢引き下げに伴い、経験の乏しい新成人が消費者被害に巻き込まれることが懸念さ

れているほか、国際社会の共通目標であるSDGsの実現に向け、地元の産品やエコ商品を選ぶなど、より良い未来につながる選択をするエシカル消費の普及・促進を図る必要があります。

県では、そうした新たな課題に対応するため「考えて行動できる『うちなー消費者』」を基本目標に、令和2年から6年までの5年計画として、昨年3月に「第2次沖縄県消費者教育推進計画」を策定しました。

「うちなー」は沖縄のことで、「うちなー消費者」は自主的かつ合理的意思決定に基づき行動し、被害に遭わない人、価格や好みだけではなく、人や地域・社会、環境のことも考え、消費行動ができる人を目指しています。さらに本県では、地理的、社会的諸事情に起因するさまざまな課題を抱えています。

2. 沖縄県の社会経済状況等

(1) 経済的状況

一人当たりの県民所得: 216万6千円 全国平均(319万円)の約68% 全国最下位
二人以上世帯の貯蓄現在高: 574万7千円 全国平均(1564万6千円) 全国最下位
離婚率(人口千人当たり): 2.41 全国1位

総務省統計局「統計みる都道府県のすがた 2020」より

※沖縄県の調査では

県内の世帯総数に占める母子世帯の割合: 4.88% 全国平均の2.47%の約2倍
母子世帯における自身の年間就労収入: 63.1%が200万円未満

※平成28(2016)年に沖縄県が発表した

子どもの貧困率: 29.9% 全国の16.3%と比較すると、1.8倍

2つ目に、消費生活を取り巻く状況として、沖縄県特有の社会経済状況等についてです。

まず、経済的状況です。一人当たりの県民所得は216万6,000円で、全国平均319万円の約68%で、全国最下位となっています。二人以上世帯の貯蓄現在高も574万7,000円で、全国平均の1,564万6,000円と比べて989万9,000円少なく、全国最下位となっております。離婚率は全国1位です。

沖縄県の調査では、県内の世帯総数に占める母子世帯の割合は4.88%となっており、全国平均の2.47%に比べ約2倍も高く、母子世帯における自身の年間就労収入は63.1%が200万円未満となっています。

また、平成28年1月に沖縄県が発表した「子どもの貧困率」は29.9%で、全国の16.3%と比較し、1.8倍となっています。「子どもの貧困率」とは、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合です。

次に、金融知識の状況です。わが国における18歳以上の個人の金融リテラシー(お金の知識・判断力)の現状を把握するために、金融広報中央委員会が実施した調査では、その正答率は全国最下位となっています。

そして、地理的な状況です。本県は37の有人離島が点在しています。その中で、高校まである離島は4つです。離島の生徒たちは高校進学のため、親元を離れ

生活することが少なくありません。

2. 沖縄県の社会経済状況等

(2) 金融知識の状況

わが国における18歳以上の個人の金融リテラシー(お金の知識・判断力)の現状を把握するために金融広報中央委員会が実施した2019年の調査で、正答率は全国最下位

(3) 地理的状況

沖縄県は37の有人離島が点在

高校まである離島は久米島、宮古島、伊良部島、石垣島の4つ(伊良部島の高校は今年度末に閉校)

離島の生徒たちは高校進学のため、親元を離れて生活することが少なくない

3. 沖縄県特有の課題を踏まえた消費者教育

(1) 県民の生活の統計データを見ると、経済状況の厳しさがうかがえる

→ 効率的な消費支出や健全な家計管理、生活設計を行う能力の養成

(2) 金融・金銭に関する知識や判断力

→ 自立した消費生活を営む上で必要不可欠

金融・金銭教育の充実

(3) 高校・大学への進学や就職のため、親元を離れ生活することも少なくない

→ 基本的な契約に関する知識や金銭管理能力を身につける必要性

3つ目に、これらの課題を踏まえ、消費者教育を進めていく上での課題です。先ほど申し上げたように、県民の生活を統計データで見ると、全国と比較して県民所得や貯蓄現在高が低く、子どもの貧困率も高いことから経済状況の厳しさが伺えます。そのため、効率的な消費支出や健全な家計管理、生活設計を行う能力の養成が重要です。

また、金融・金銭に関する知識や判断力は、自立した消費生活を営む上で必要不可欠であることから、金融・金銭教育の充実も求められています。

さらに、本県の生徒たちは、高校・大学への進学や就職のため、親元を離れ生活することも少なくないことから、基本的な契約に関する知識や金銭管理能力を身に付ける必要があります。

4. 県立学校での取組事例

(第2次沖縄県消費者教育推進計画より)

成年年齢引き下げに対応した消費者教育

①各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供

②学習指導要領に基づく学校での消費者教育

③中学校・高等学校・特別支援学校における消費者教育への支援

④消費者行政部門と学校教育部門との連携強化

⑤消費者教育講座の実施

⑥金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施

平良:

ここからは、県立学校での取組について平良が報告いたします。

スライド7枚目をご覧ください。西原先生からもあ

りましたように、沖縄県の課題に対して学校教育では自立した消費生活を営む上で必要な資質・能力の育成が求められております。先ほど説明がありました「第2次沖縄県消費者教育推進計画」には、社会情勢の変化に対応した消費者教育の推進という項目がございますが、その中には令和4年度から施行される、成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進が挙げられております。

スライドに示した6つの項目のうち、②、③が主に教育委員会での取組になっており、学習指導要領に基づく各学校での消費者教育の充実を図るため、支援を行っております。

中学校・高等学校・特別支援学校における消費者教育への支援

○国民生活センター主催「教員のための消費者教育講座」へ教員の派遣
H27年度～：2名派遣（高校教諭、中学校教諭）
R2年度（沖縄開催）：2名（県立高校、特別支援学校教諭）

○教職員3年目経験者研修での講義
R1年度：①消費者教育の基本（契約と若者の消費者問題）
②沖縄県の消費者トラブル事例
R2年度：啓発資料、ワークシートの配付のみ

その支援として、本県では、先生方への研修に取り組んでおります。まず、毎年開催されている国民生活センター主催「教員のための消費者教育講座」への派遣を平成27年度から実施しております。本県は地理的に県外での研修会へ気軽に参加しにくいこともあり、毎年2名の先生方を派遣しております。今年度は沖縄開催ということもあり、例年より多くの先生方に参加いただくことができ、離島や特別支援学校からの参加もございました。

また、教科指導だけでなく、さまざまな場面での消費者教育を推進するため、県立学校の「教職員3年目経験研修」で、弁護士や消費生活アドバイザーを講師に迎え、消費者教育に関する講義を実施しております。今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、参集での研修が実施できなかったため、啓発資料や作成したワークシートを受講者へ送付いたしました。

4. 県立学校での取組事例
(1) 特別支援学校 高等部における消費者教育

【教科・領域】職業 【対象学年】高等部1～3年(10名) 【授業時間】3時間
【生徒の実態】指示通りに作業用機械を扱うことができる。
生活体験には関心があり、自力でバス通学、ひとり買い物ができる生徒もいる。
【題材名】返品されたらどんな気持ち？
【授業展開】商品用として製作したコースターの価格設定をおとれて契約や安全について学ぶ

	学習内容	指導のポイント
導入	商品用として製作したコースターの選別(不良品と販売品の区分け)	販売用となる条件の確認
展開	「社会への扉」P.4,5-9 ①コースターを1つ作りて販売しますか？ ②今までの作業日誌を振り返りましょう。 ③最初から上手にコースターを作れていましたか？	①販売用材料の確保・作業にかかると期間 売れる確率には理由があることを確認する。 ②人に売る＝契約することを前提とする(「社会への扉」P.4 契約を守る) ＜ワーク2＞なぜ守るのか、消費者・事業者の立場になって考えよう ③使用に耐えらるものを作る(「社会への扉」P.9 暮らしの安全) ④販売料は、安ければいいというわけではない。一度加工したら返せない。 (「社会への扉」P.5 契約をやめる) ⑤商品に価格をつける 「去年は200円/枚でした」「100枚中90枚くらい売れました」 「原料代は150円/枚でした」→高くするの不安です？200円程度が適当 ⑥販売のロールプレイングから売れる側の気持ち、買う側の気持ちを気づかせる
まとめ	売った物を簡単に返されると作る方も大変だから、買う方にも責任があることを理解する。	本来は解約ができないということを確認できるようにする

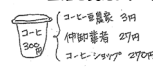
次に、先ほど紹介した研修に参加された特別支援学校、高等学校地歴公民科の先生が計画、実施された事例を紹介いたします。

まず、特別支援学校・高等部です。この学校では職業の授業で、生徒たちがコースターを制作、販売しており、その価格設定の中で「社会への扉」を活用し、売るということは、消費者と契約すること、安全に使用できるものであることなど、消費者と事業者それぞれの立場での権利と責任の理解につなげる内容になっております。特別支援学校の中には、生徒が悪質商法の被害に遭ったことから、寄宿舎で生活する生徒たちに対して、寄宿舎指導員が契約とは何か、悪質商法の手口、被害に遭わないための注意点等について学習会を実施している学校もございます。

4. 県立学校での取組事例
(2) 高等学校における消費者教育 ①地理歴史科

【科目】地理B 【対象学年】高校2・3年
【単元名】現代世界の系統地理的考察 2章 資源と産業 2節 食料問題
【授業展開】
発展途上国の食料問題と「エンカル消費」

ワーク(1)教科書を参考に、「栄養不足人口が30%以上の国」を「赤」、
「15～30%の国」を「橙」で着色しよう。
ワーク(2)教科書を参考に、「穀物自給率が150%以上の国」を「赤」、
「50%以下の国」を「青」で着色しよう。
ワーク(3)発展途上国で作られた農産物や製品を適正な価格で取引し、生産者や労働者の生活を支えようとする取組を何としようか。



ワーク(4)「飢餓の要因への対策」とSDGs

私たちの社会生活の裏側で起こっていることや商品の背後にある現状を考察し、フェアトレードの取組について実物のパッケージのマークを提示して理解させ、エンカル消費の視点を育成する。

次に、高等学校、地理の授業を紹介いたします。発展途上国の食料問題の学習で、コーヒー1杯の利益配分を示し、コーヒー豆農家はかなり低い収益であることを伝え、そこから私たちの消費生活の裏側で起こっていることや商品の背後にある現状を考察し、フェアトレードの取組について、実物のパッケージに付いているマークを提示して理解させ、エンカル消費の視点を育成します。

<生徒の理解>

- コーヒー豆農家の利益の低さに生徒達は非常に驚き、コーヒー豆の生産が多い発展途上国の貧困や飢餓、児童労働などの社会問題にも関連させて考察を深めることができた。
- 身近なスーパーマーケットやコーヒーショップでもフェアトレード商品が手に入ることを知り、意識してそれらを購入したいという感想が聞かれた。
- その後の貿易に関する単元の授業では、フェアトレードのチョコレートなどを購入したという話題が出て、生徒達の中に「人」や「社会」に配慮して商品を選ぶよとする姿勢が見られた。

この授業を通して、生徒は発展途上国の貧困や飢餓、児童労働などの社会問題にも関連させて考察を深め、身近なところでもフェアトレード商品を購入できることを知り、実際に購入するという自分自身の消費行動で社会問題の解決につながるという、人や社会に配慮する意思決定につながっております。

4. 県立学校での取組事例

②教科等横断的な視点にたった消費者教育

【題材名】成年年齢引き下げによって得られる権利とそれに伴う責任を考えよう
【授業展開】詐欺被害をとおして、権利と責任について学ぶ



「名義貸し事件」

<平成29～30年度>

沖縄県において、大学生などの若者を狙い、報酬を支払うことを約束してお金を借りさせる、いわゆる「名義貸し」の被害が発生。「消費者金融からお金を借りたら報酬を渡す。返済は自分が行う」と持ちかけ、実際には返済が行われなかった。

被害者約660名、被害総額約4億円といわれている。

次に、詐欺被害の再現ドラマを活用した、教科等横断的な視点での消費者教育について紹介いたします。本県では、平成29年度から30年度にかけて、大学生などの若者を狙った名義貸しによる被害が多数あげられ、被害者は約660名、被害総額約4億円ともいわれており、被害に遭った学生の中には、その後も多額の借金返済に苦しみ、退学して働きながら返済している人もいます。こうした詐欺事件の手口から、消費者の権利と責任や被害に遭わない方法について学ぶことができるよう、沖縄県では金融広報委員会の協力を得て再現ドラマを作成し、DVD教材を制作して、県内全ての高等学校・特別支援学校へ配布いたしました。

○再現ドラマ(19分26秒)

○視聴後のまとめ(17分56秒)

- ①名義貸し事件のポイント
- ②ターゲットが学生
- ③「契約」に関する成人と未成年の違い
- ④金融リテラシー調査結果
- ⑤ワンクリック詐欺の手口
- ⑥悪徳商法にかかるきっかけはSNSが多い
- ⑦困ったときは1人で悩まず、すぐ相談!

沖縄県が制作した、県内で平成29年度から30年度にかけて大きな社会問題となった「大学生を中心とした名義貸し事件」の再現VTRを中心に構成されたDVD教材。令和3年3月31日まで沖縄県金融広報委員会のホームページから視聴可能。
(<https://www.okinawa-kinkou.com/>)



収録内容はスライドのとおりです。視聴後に出演者による振り返りが収録されており、その中では社会経験や知識が乏しい若者が被害に遭いやすいことやSNSが悪質商法のきっかけになることが多いなど、生徒にとって身近なことから捉えることができるような内容となっております。この動画につきましては、沖縄県金融広報委員会のホームページより、3月31日まで視聴可能となっておりますので、ぜひご覧ください。

再現ドラマと解説を視聴した生徒の意見(高校1年生)

詐欺の被害は高齢者が多いと思っていたけど、学生は理解が十分ではないからターゲットになりやすい。
実際に沖縄であった話だったので、詐欺被害は身近にあることだと思った。
あと2年できることが増えてくるし、危険がたくさんある。
成人が18歳になって、クレジットカードがつけられるようになるから、余計に注意して、正しい判断が必要だと思う。
身近な人からの紹介だったから信じがちなし、友達ややっているからといって信用しない。
真偽はしっかり自分で確認しないとダメ。そのための知識や判断力は大切だ。

1人で悩まず相談する。 詐欺にあったらどうしたいの? こうした被害の保険はないの?

バイトをして稼ぐ大変さがわかっているはずなのに、100万円という額を稼ぐことの大変さを軽視している。稼ぐたいなら、知識をもっとつけるべき。

素してお金を稼ぐ方法はないとわかっているのに、なぜ詐欺だと気づけなかったんだろう?
セキュリティアプリをいれようと思った。

このDVD教材は昨年末に配布いたしました。さっそく授業で視聴していただいたクラスの生徒の意見をまとめました。まず、18歳で成年になる高校1年生の意見です。被害者が学生であったことや知識や経験の少ない若者がターゲットとなっていたことから、生徒たちも18歳になったときの当事者意識を持ったことが伺えます。

再現ドラマと解説を視聴した生徒の意見(高校2年生)

高齢者の被害も多いから、お金の怖さを家族や友人に共有したい。
成人になると法律で契約を取り消すことができないことがわかった。
成金になると金融に詳しい教員に相談するのが最善だと思った。

沖縄の人はなぜ多くの借金をしているのか?
100万円の返済にどれくらいかかるのか?
借金の重みをちゃんと理解しないとけない。

借金は返済できる額にする。

損がない、得しない話はない。
どんな仕組みのビジネスだったのか?
なぜ相手の情報を集めたのか?
契約書がなかったところに疑問を感じた。
銀行関係やお金の事前準備といわれたら疑うようにする。
こういった事件は裁判にできるのか?

お金は
人生を変える力がある。

友達に誘われても借してしまわないように、きちんと真偽を判断し、自分の身は自分で守る。
断る勇気をもつこと。

学生のうちに、知識をふやかす。
信頼できる話か、自分で判断すること。

お金に困ってなくてもたまにもらえることがある。
困っている人はもっともらえることが多い。
一つ一つ疑うことから始めないとダメ。

目先の金に目がくらんでかっこと悪いと思ったが、私たちにも起こりうると思ったら笑えないと思った。
他人事とは思えない。

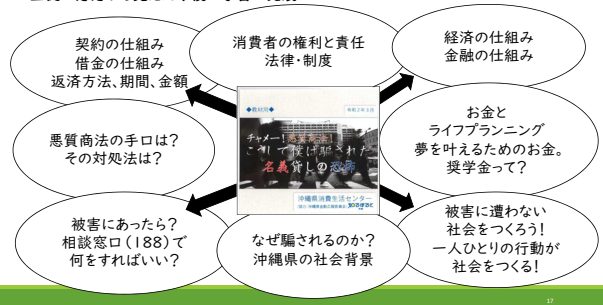
次に、高校卒業後、成年になる高校2年生です。先ほどの1年生よりも、より社会の情勢や経済の仕組みといった広い視野で消費生活を捉えており、お金は生活にとって必要なものであり、良くも悪くも人生を変える力があるということに気付いたようです。このDVDの視聴を通して、未成年と成年の立場の違いと消費者としての権利と責任、普段の生活の中で何に注意すべきかについて気付くことができている。

<生徒の理解>

○DVDの視聴後、成年年齢引き下げに関するポスターを見る生徒が増えた。未成年と成人との違いを理解し、関心を持つようになった。

○普段の生活の中で何に注意すべきかについて、気づくことができた。

<生徒の感想から見た今後の学習の発展>



視聴後の生徒の疑問や意見からも分かりますように、身近な沖縄で若者をターゲットにした詐欺の手口を知ったことで、生徒たちにはさまざまな声生まれています。本県が目標とする自立した「うちな一消費者」の育成に向けては、お金の使い方だけではなく、どの

ように収入を得るのか。そもそもお金がどう動いているのかなども含めて、理解することが必要です。この教材を通して生まれた問いをきっかけに、さまざまな視点で授業が展開できれば、本県の課題である子どもの貧困が次の世代に連鎖しないよう、人生において夢を叶えるためのお金について考えるきっかけにもなると思いました。

○家庭科 → 消費者・生活者の視点

○公民科 → 主権者の視点

先ほどの生徒の感想をまとめてくれた学校では、地歴・公民科の教諭と家庭科の教諭でDVD教材を共有して活用し、家庭科では消費者・生活者の視点で、公民科では主権者の視点での授業展開を検討しているとのこと、生徒は同じ題材を通して、さまざまな視点でお金について学ぶことができ、この教材を導入として「社会への扉」につなげたり、教科等横断的な視点に立った授業につながると期待しています。

5.行政と教育委員会の連携

(1)高校生が勧誘を受けた「仮想通貨への投資話」の対応

<令和元年度>

- 高校生を含む若者の間で、仮想通貨を利用した投資話が広がっているとの相談があると消費生活センターから情報提供を受けた。
- 詐欺被害に発展する恐れがあるため、県立学校へ緊急アンケートを実施したところ、134名の生徒が勧誘を受けたことがわかった。
- SNS等を通じての勧誘や中には先輩や同級生、友人から声をかけられたと回答した生徒もいた。
- こうした調査結果をマスコミに情報提供し、新聞への掲載、ニュース番組での特集など、広く県民へ周知した。
- 消費生活センターより、類似した手口に関する資料の提供を受け、各学校へ「モノなしマルチ商法」に関する生徒用資料、教師用資料を提供し、消費者としての正しい知識や被害が発生した場合の相談窓口として「消費生活センター」に関する情報を提供した。

これまで報告した教員研修会への派遣やDVD教材の配布については、消費者行政と教育委員会との連携で実現できております。ここからは、その連携について報告いたします。

まず、私からは、令和元年度に起こった事例への対応を報告いたします。2019年11月に高校生からの相談をきっかけに、高校生を含む若者の間で仮想通貨を利用した投資話が広がっているとの情報を消費生活センターから受けました。詐欺被害に発展する恐れがあると判断し、県立学校へ注意喚起と緊急アンケートを実施したところ、134名の生徒が勧誘を受けたことが分かりました。その勧誘の方法がSNSを通じてだけでなく、地元の先輩や同級生、友人といった知り合いを通じて声を掛けられたという回答が挙げられ、先ほどお

話しした名義貸し事件の手口に似ていたことから、この調査結果をマスコミに情報提供し、新聞への掲載やニュース番組での特集など、学校だけでなく広く県民へ周知いたしました。

併せて消費生活センターより、類似した手口に関する資料の提供を受け、消費者としての正しい知識や被害発生後の対応について、各学校へ情報提供を行いました。その後、被害に関する報告は上がっておりません。

若者を狙った、組織的な勧誘

成年年齢引き下げに伴う消費者被害の未然防止に向けて、批判的思考・意思決定の実践力の育成

教科等横断的な視点にたった資質能力の育成

本県では、こうした若者を狙った組織的な勧誘が続いたことで、令和4年度には18歳で未成年取消権が喪失することを考えると、改めて成年年齢引き下げに向けて消費者教育が重要になっていきます。

先ほどの名義貸し事件で、実際に被害に遭った若者が「やめたほうが良いという別の友人の忠告を聞いておけばよかったと後悔している。」「お金だけ考えて動くべきではなかった。」「儲け話こそ、冷静に考えるべきだ。」と話していたように、勧誘を受けたときに、一方の情報だけではなく、違った見方や意見、情報を集めて比べて判断する力、批判的思考力や目指す目標に対して、「人・もの・お金」など、持っている資源や関連する情報を基に、自分自身の行動を決定する力、意思決定力を頭で分かっているだけではなく、実際の行動に移す力の育成が大切であると考えております。そのためにも、これからの消費者教育は、家庭科、地歴・公民科等での授業や産業教育、職業教育での生産・販売の実習など、教科等横断的な学習の積み重ねによって取り組むことが大切です。

考えて行動できる「うちなー消費者」に必要な資質能力は、特定の教科でのみ身に付くというものではないのではないかと考えております。先ほど報告した「教職3年目経験者研修」での先生方の振り返りの中で、国語科の先生は、「教科指導として、語彙力や読解力に力を入れていきたい。多角的な視点を持つことや想像力なども大切である。」また、特別支援学校小学部の先生は、「発達段階を考慮しながら自分で決める力、困ったら助けを求める力などを身に付けさせることが育成につながる。」と書いてくださいました。自分だったら

どうするか、生徒たちにはさまざまな学習を通して身に付けた資質・能力を生かして、消費者市民としての行動につなげていけるよう、今後も消費者行政や学校と連携して取り組んでまいりたいと思います。

最後に西原先生から、学校訪問についてご報告お願いいたします。

5.行政と教育委員会の連携 (2)学校訪問


時期:令和2年12月

訪問校:沖縄本島内の全高校、特別支援学校 81校
(国立高専1校、公立高校52校、私立高校8校、特別支援学校20校)

訪問目的:①DVD(名義貸し事件)等の教材の寄贈及び活用依頼
②「第2次沖縄県消費者教育推進計画」の説明及び情報交換
③学校と連携した消費者教育推進に向けての協力依頼

面会者:管理者(校長、教頭)
(学校によっては教務主任、進路指導部主任、科目担当者の同席あり)

訪問者:西原とも子
※新型コロナウイルス感染防止のため、離島の高校8校、特別支援学校3校へは、教材及び学校訪問の概要を郵送



西原:

去る12月に、沖縄本島内の学校を訪問し、基本、管理者と面会させていただきました。訪問校、目的はスライドのとおりです。

新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、学期末、年末の多忙な時期に日程を調整していただきました。短い時間の中でも直接お話しできたことは、今後の取組を検討するに当たり、大変参考になりました。

前半で本県の課題を取り上げましたが、このようにご協力いただいたことを機に、今後も学校、教育委員会、行政関係機関が連携しながら消費者教育を進めていきたいと思います。

以上で沖縄県の発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(了)

ご清聴ありがとうございました

